

国際ロータリー第 2790 地区
第 2・第 3・第 4 グループ合同

ロータリー情報研修会



日 時：2022 年 11 月 18 日（金）

会 場：アパホテル & リゾート

東京ベイ幕張ホール &





ロータリー情報研修会開催について

国際ロータリー第2790地区

第2グループガバナー補佐 山崎 新一

(船橋東ロータリークラブ)

第2グループ各クラブ会員の皆様、昨年度はグループ再編等を見据えた、第1グループとの合同「情報研究会」が開催されました。

今年度は「ロータリー情報研修会」として、小倉ガバナーのご要望も踏まえ、地区ロータリー研修委員会と連携し、情報委員会・研修委員会にご講演をいただきます。

ご多忙の中、ご講演をいただき誠にありがとうございます。

本日の研修により「クラブ活性化の具体的な方策について」皆様のクラブの、お取り組みの一助となります事を期待申し上げます。

合同研修会開催にあたり、コロナ禍での感染リスクを踏まえ、会場参加を1クラブ10名と制限させていただきました。リモート参加により開催費用の削減に努めました。

開催にあたり、第3グループ星聡ガバナー補佐様、第4グループ鈴木美津江ガバナー補佐様のご協力に感謝申し上げます。



ロータリー情報研修会開催にあたって

国際ロータリー第2790地区

第3グループガバナー補佐 星 聡

(新千葉ロータリークラブ)

本年度ロータリー情報研修会は、地区ロータリー情報委員会、同ロータリー研修委員会より全面的なご協力を頂き、昨今のロータリークラブ運営におけるキーワードや、元気なクラブづくりのためのヒントとなるような情報を皆様方にお伝え致したく、企画をさせて頂きました。

第2グループ、第3グループ、第4グループの一人でも多くの皆様方に、情報を共有して頂き、更にその情報をご活用頂くことで一つでも多くのクラブが活性化し、「千葉から世界を変える」ための原動力となられますことを祈念しております。

本会開催にあたり、多大なるご協力を頂きました、地区ロータリー情報委員会、同ロータリー研修委員会、並びに ICT 推進委員会の皆様、そして本日ご参加頂きました、第2グループ、第3グループ、第4グループのロータリアンの皆様方に心より感謝申し上げます。



情報研修会開催にあたり

国際ロータリー第2790地区

第4グループガバナー補佐 鈴木美津江

(千葉南ロータリークラブ)

皆様こんにちは、今回の情報研修会は第2グループ 第3グループ第 4 グループの3
グループ合同で行う事となりました。多くの皆様と同じ情報を共有しましょう。

地区研修委員会の皆様の御協力により「クラブ活性化の具体的な方策について」
より元気なクラブを目指して研修会を開催いたします。

多くのクラブの方々にお集まり頂きます。どうか良い機会です多くの方とお顔合わせ
頂き素晴らしいロータリの輪を繋ぎましょう。

コロナ禍の中万全を期し開催いたします。御協力お願いいたします。

第3グループ星 聡ガバナー補佐様・第2グループ山崎 新一ガバナー補佐様の御協力
ありがとうございました。感謝いたします。



講師プロフィール

国際ロータリー第2790地区

ロータリー研修委員会

委員長 始平堂玄昌

(千葉幕張ロータリークラブ)

年度 役職

<地区関係>

2008-2009 地区職業奉仕委員会委員
2009-2010 地区職業奉仕委員会委員
2010-2011 地区職業奉仕委員会委員
2011-2012 地区職業奉仕委員会委員長
2013-2014 地区幹事
2014-2015 地区幹事長、地区大会実行委員長
2015-2016 地区計画委員会委員
2016-2017 ロータリー平和センター受入15期生(16-18)カウンセラー
2020-2021 地区リーダー育成会議議員
2021-2022 地区リーダー育成会議議員
2022-2023 ロータリー研修委員会委員長

<クラブ関係>

1988 千葉幕張ロータリークラブ入会
1999-2000 クラブ幹事
2003-2004 クラブ会長
2020-2021 クラブ幹事
2023-2024 クラブ会長

クラブ現状分析から元気なクラブづくりへ

組織としてのロータリー

ービジョン声明の中長期計画立案ガイドを踏まえてー

国際ロータリー第2790地区
2022-23年度地区ロータリー研修委員会

1951年に千葉県に東京RCをスポンサーに

千葉ロータリークラブが誕生し、それから70年が経過。

会員数のピークは：クラブ数のピークは

1997年 4337名 2000年 85クラブ

2022年6月末現在

2614名

82クラブ

ロータリークラブという

組織の維持には悪い条件がそろってしまった

硬直化 崩壊

硬直化、崩壊する組織には必ずその前兆がある

- ・今まではリーダーの指示が的確に伝わっていたのに、食い違いや誤解が増えてうまく伝わらなくなってきた。
- ・このところ、優秀な会員が立て続けに退会していった。
- ・チームワークのよかった執行部が、最近対立ばかりで雰囲気が悪い。
- ・なんだががおかしい、物事がうまく回らない。

硬直化あるいは崩壊への一步を踏み出しているかも

予兆

ロータリーの状況

CLP導入の背景 2004年11月採択

1. 1996年120万人 会員数は横ばい
2. 会員増加地域、会員減少地域の2極化
3. クラブの小型化、弱小化

ロータリーの次の100年を目指して

地区内でもみられる状況 喪失したクラブもある

コロナの弊害

例会減少 参加者減少

上向かない経済

委員会活動の停滞

会員の高齢化

奉仕事業への参加率低下

会員の退会

未来展望が見えない

組織の硬直化とは

- ・組織がその目的を見失う、目標を達成する意欲を失う
- ・成功体験におぼれ前例主義・画一化・リスク回避や変革を嫌う体質に陥る
- ・組織構成員間のコミュニケーションが不足し派閥ができてたりなど機能不全になった状態

組織の硬直化は静かにやってくる

組織の大小は関係ない

気付いたら、

なるべく早くに状況を改善して、

崩壊を食い止める必要があるのです

一度硬直化してしまうと、これを立て直すことには多大な労苦が伴う

予兆

クラブ内に目立って異質なメンバーが登場する

ー非常に優秀な会員かも、
前代未聞のトラブルメーカーの場合もありうる

- ・飛びぬけて優秀?な会員を快く思わない会員も出てきます。
他の会員のやる気、熱意が失われる。陰で中傷する、足を引っ張るなど、
雰囲気が悪くなる。
- ・優秀な?会員は、活動や責任が集中しすぎて不満を感じたり、対立する会員
達の態度にうんざりするなど、クラブに対してネガティブな感情を抱くよ
うになる。
- ・エース?会員は退会し、ネガティブになった、やる気のない会員が残される。

- ・トラブルメーカー会員がたびたび起こすトラブルにリーダーやメンバーは
その解決に疲弊していく。
- ・まともだった会員までも感化され問題を起こすようになることもある。
- ・周りのメンバーやクラブ全体の雰囲気を悪くする可能性を秘めている。

予兆 その2

マニュアルに依存しすぎる

- ・マニュアル至上主義に陥ってしまう。
 - ・指示がなければ何もできず、自分の判断では動けなくなる。
 - ・新しい発想も生まれず、会員もクラブも硬直化していく。
- *決められたことを決められたとおりになぞっていく

予兆 その3

情報伝達や指揮系統が乱れる

- ・情報や指示が伝わりにくくなる。
- ・誰が誰に指示を出すのかという指揮系統が乱れる。
- ・この仕事は誰の担当かという境界があいまいになる。
- ・リーダーはAの活動をしろと言ったが、サブリーダーはBをしろと言う。
- ・秩序が失われ、会員の一体感や帰属意識も薄まっていき、クラブが脆弱化し
ていく。

予兆 その4

イエスマンが増える

- ・リーダーの周りにイエスマンが増え始めるのも危険な兆候です。
- ・イエスマンとは自分の意見を言えず強いものに従い、
責任は負わずにいい目だけを見たいという人です。
- ・保身ばかり考える人が増えるのは、クラブに根本的な問題があるからです。
- ・やる気のない会員が多い。
- ・自分の意見を主張すると周りから叩かれる、主張しても取り上げてもらえない。
- ・活動の成果が正しく評価されず、リーダーの感情や意向に左右される。
- ・評価はされないのに、ミスがあれば責任は追及される。

予兆 その5

退会率が上がる

- ・会員の退会率が上がってきたら要注意です。
クラブの問題点が背景にあると考えられる。
- ・退会するのは、優秀な人が多い。このクラブではこれ以上成長できない。
- ・ここを離れたい。クラブにしがみつく理由がない。
- ・優秀な人ほどロータリーでなくても自分のやりたいことはできる。
- ・新しい会員が入会しても、正しく教育、指導してくれる人がいなくなってい
まい人が育たず、クラブはますます停滞していく。

予兆 その6

クラブ内で対立や不信感がまん延する

- ・末期症状です。
- ・様々な危険な兆候が水面下で進行しネガティブな雰囲気として表面化している。
- ・会員は活動よりも、クラブ内政治に汲々とし成果が上がらなくなります。
- ・一体感や連帯感はなく、崩壊寸前です。

小さな前兆を見逃さずクラブの立て直しに取り組めば、崩壊を未然に防ぐことができます。

硬直化あるいは崩壊を防ぐ対策

- ・マニュアルに頼らず、手続きや事務仕事の簡略化をする。
- ・プロジェクトやチームは少数精鋭の必要最小限にとどめる。
- ・提案や意見を出しやすく、リーダーまで通りやすい仕組み、環境をつくる。

ダメな例

- ・やたらと「〇〇プロジェクト」「〇〇検討委員会」などをつくって、なんでも集団で検討したがる。
- ・会議と人数と回数が多すぎて、いつも意見がまとまらない。
- ・新しい提案をしたくても、まずプロジェクト全体で検討したうえで全員の同意が必要なのでいつも途中で頓挫しまう。

対策

会議やミーティングを効率化する

- ・会議ごとに議題と、「今日は何を決めるか」というゴールを定める。
- ・リーダー以外の会員から議長を決め、議長は発言のバランスや時間、方向をコントロールする。
- ・議題には全員が自分の意見を述べる。などの会議のルールを決めておく。
- ・会議の風通しと効率化を図る。
- ・必ず、毎回何らかの結論にたどり着くように進行する。

ダメな例

- ・会議中、経歴の長い会員の関係ない話が長すぎて、議題が進まず何も決まらないまま終わってしまった。
- ・一つの議題を話しあっている途中に、いつも「そういえばあれはどうなった？」と別の議題を持ち出す人がいて話が脱線する。
- ・前回の会議を欠席したひとりが、「〇〇が決まったみたいだが、こういう問題が起きる可能性があると思うので再検討しよう」と言い出し、いいだせなくて結局話が前回の振り出しまで戻ってしまった。
- ・どんな提案をしても「でもそれは〇〇じゃない?」「〇〇になったらどうするの?」とネガティブな反論ばかりしてくる会員のせいで、何も決められず、みんなのモチベーションが下がる。
- ・リーダーが進行役をやり、結果リーダーの独壇場で終わる。

効率的で風通し良く、必ず結論がでる会議を目指すこと。

リーダーの在り方

- ・威圧的でない。
- ・他の発言を圧迫するような雰囲気をつくらない。
- ・積極的な姿勢を示す。
- ・理解していることを示す。
- ・相手を受け入れる姿勢を示す。

対策

心理的安全性を高める

- ・意思決定において相手を受け入れる姿勢を示す。
- ・強情にならない範囲で自信や信念を持つ。
- ・ポジティブなコミュニケーションを増やす。
- ・思ったことを素直に言い合えるのが、心理的安全性です。
- ・互いに対する信頼がベースになれば、心理的安全性は生まれにくい。
- ・日々のクラブへの貢献への感謝をオープンに伝え合う。

クラブとは、組織とは

組織とは、

- ・ある目的を達成するために、分化した役割を持つ個人から構成された集団。
- ・2人以上で何かやろうとする人たち。

共通目的
 ・会社でいえば経営理念、ビジョン。組織内だけでなく、組織外からも支持をうけることで、長く存続できる。

協働意思
 ・みなそれぞれその組織の役に立ちたい、貢献したいという思い。
 ・協働意思が働くためには共通目的が必要。
 ・貢献とそれに見合ったリターンが期待できる環境が必要である。

意思疎通
 ・メンバー間やメンバーとリーダーとのコミュニケーションのこと。
 ・メンバー間の意思が通じ合っている。

良い組織
 ・将来にわたり長く存続し続ける組織
 ・社会に対して価値を提供している組織
 ・組織内のメンバーが心地よく働ける組織

教育制度の確立
 ・理念やビジョンの共有は不可
 ・組織内メンバーがそれを達成するだけの知識やスキルを持っていないれば達成はできない。
 ・共通目的、協働意思、意思疎通の3つを中心とした教育制度を確立する。

理想のクラブをつくるために目標やビジョンを共有しましょう。

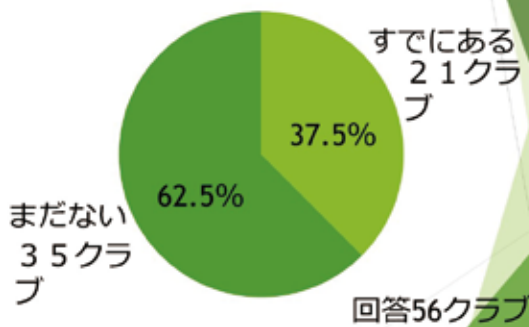
組織には共通の目的が必要

- クラブ全員が共有できる
- クラブ全員がクラブを誇りに思える社会に貢献する何か
- クラブ全員が心地良く働ける何か

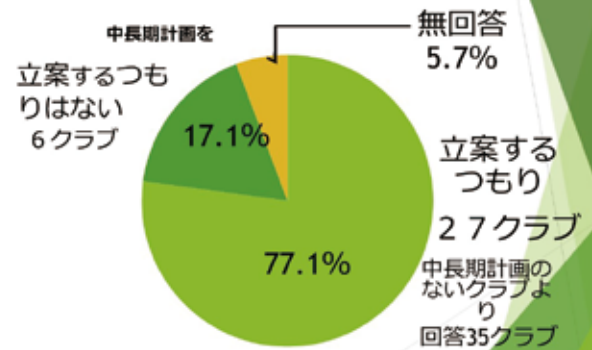
中長期計画立案がなぜ

- クラブを元気にさせようのか
- クラブ特有の目的を誕生させる
- その目的を共有する

クラブ中長期計画について



中長期計画のないクラブ



小倉ガバナーが定義された「元気なクラブ」とは？

- ①明確な目標があり、それに向かって会員同士が協力し合って活動している
- ②委員会のコミュニケーションが取れていて、風通しがよく、相互の交流が活発である
- ③例会が楽しく充実していて、情報の受発信が行き届いている

確かに理想的な元気なクラブの姿だと思いますが、
 これからここで皆さんに示す中長期計画立案に関するガイドランスですが、これは、国際ロータリーのビジョン声明を使ったものです。
 しかし、残念ながらこれを機械的にそっただけで「元気なクラブ」になることはありません。
 クラブ内に立ち上げた「クラブ活性化」を目的とした委員会なりの活動自体が元気なクラブづくりの原点です。
 活動の中でクラブの中長期計画が役に立つと考え、計画立案に多少懸念を感じて向かうことが、クラブが元気な状態を保ち続ける大事な要素なのです。

クラブ中長期計画立案ガイド

- 第1段階 現状分析
- 第2段階 ビジョンの作成
- 第3段階 計画作成
- 第4段階 進捗の確認

第1段階 現状分析

- ・中長期的課題を特定する
- ・クラブの長所と短所を把握する
- ・会員の満足度とニーズを調べる
- ・地域社会にある機会と課題を特定する

- * 地域でどんな存在か
- * 会員はみんな満足しているかー会員満足度アンケート等
- * ロータリーの目的を遂行しているかークラブ活力度アンケート等
- * うちのクラブの特徴は
- * みんなで持っている目標はあるか
- * みんながそれぞれ役割を担っているか
- * 誰かが我慢してつらい思いをしてはいないか

第2段階 ビジョンの作成

- ・クラブが実現したい特徴を5～7つ挙げる
- ・ビジョン声明をつくる
 - どのようなクラブになりたいのか
- *独自のスローガンはあるか
- *地域貢献は
- *ロータリーでどんな存在か
- *会員であることの誇り
- *クラブの将来像は
- *会員がひとつになれる事業は
- *人格形成に役立っているか
- *我慢を覚えるだけの運営になっていないか

第4段階 進捗の確認

- ・年次目標に向けた進捗を確認する
- ・目標を達成できなかった場合、その理由を特定する
- ・行動計画を見直し、調整する
- *年に一度点検、評価する時期の設定は (EX.会長交代の時など)
- *評価を点数化して引き継ぐことは
- *なぜ点数が低かったのか?改善点は?
- *新たな目標を付け加える
- *目標設定、内容を変更する (理事会、クラブ協議会等)
- *現状分析を行う 第1段階に戻る

クラブ活性化の出発点—誰がやるの?

元・現・次期クラブリーダーからなる中長期計画立案チームを編成

- 1) クラブの現状を把握
- 2) 会員からの意見を基にクラブの長所と短所を特定する
- 3) 地域社会のリーダーと会合し地域社会にある機会と課題を特定する

中長期的課題が計画立案を促す

クラブ活性化の出発点

現状分析

クラブ活力度アンケート
クラブ会員満足度アンケート

実施

全会員が自クラブと向き合う

いいところ

悪いところ

足りないところ

クラブの現状分析が難しい

現状把握をどうする

客観的にクラブをみる、データ化する

アンケートの実施

2種類のアンケートをつくりました

第3段階 計画作成

- ・中長期的優先事項を定める
- ・年次目標を立てる
- ・活動項目、実施期日、必要なリソースを挙げる
- *クラブの特徴をとらえた目標、スローガン
- *短期間の目標と長期的目標は
- *新入会員を迎え入れる体制と目標会員数は
- *会員にロータリーをより知ってもらうための計画的行動は
- * I R、地区との良好な関係構築は
- *ロータリーとして取組む奉仕事業への貢献は

クラブ中長期計画立案の実際

どうしたらいいの?

会員にだけかける

- ・会員を増やし、現会員の積極的な参加を促すために何ができるでしょうか
- ・多様な人の関心を引き付けるために、何ができるでしょうか
- ・地域社会の多くの人にクラブの活動に参加してもらうために何ができるでしょうか

クラブ活性化の大前提

会員の総意

国際ロータリー、地区が言うからやるのではない

自分たちのクラブは自分たちで守る、作る、育てる

クラブ活力度アンケート (紙ベース、WEBどちらでも)

会員満足度アンケート (紙ベース、WEBどちらでも)

—地区ホームページからダウンロードできるよう用意します—

結果を整理して

炉辺会合、クラブ協議会

座談会、例会

などの、テーマづくりに役立ててください

クラブ活性化は現状認識から

いかなる組織も、時間の経過とともに硬直化する
国家、政党、企業、学校、団体を問わず、例外なく
すべての組織に起こる
ロータリーだけが違うということはない

進捗の確認

- ー 目標への進み具合はどうか
- ・ 中長期計画立案チームと年次目標への進捗を確認
- ・ 必要に応じて計画に修正を加える
 - ー 目標達成に向けた進捗の確認の頻度をどうするか
 - ー どのように会員に伝えるか
 - ー 誰が行動計画や年次目標の変更を承認するか

創立35年を前にして自クラブにまたも訪れた危機

コロナがもたらした弊害
会員の減少
活動の減少
委員会活動の停滞
目標の喪失
存続できるのか

クラブ活性化委員会の設置 (RIでは戦略委員会)

クラブ活性化の出発点

クラブの現状を把握
目標設定
中長期計画策定
クラブのあるべき姿に向けて進む

現状分析

- ・ 多くの会員の見方を参考にする
- ・ 一握りの会員では現状はわからない

@アンケートなどを利用し客観的なデータ

クラブ中長期計画の実際 このような項目を入れたらどうか？

1. 大目標
2. 年間目標
3. 会員増強目標
4. クラブ管理運営目標
5. 社会奉仕事業目標
6. 国際奉仕事業目標
7. 指導者育成目標 会員研修目標
8. 寄付目標

見直しと調整

- ・ 達成された目標は何か
- ・ 未達成の目標は何か
- ・ 達成できなかった主理由は何か
- ・ 達成するためにどのような調整が必要か

目標の一覧をつくることも

ロータリークラブセントラルを活用する

千葉幕張ロータリークラブは今、

出発点

クラブ目標の再確認

クラブ活性化の出発点

現状分析

クラブ活力度アンケート
クラブ会員満足度アンケート

実施

全会員が自クラブと向き合う

いいところ

悪いところ

足りないところ

全会員がクラブと向き合う体制づくり

クラブのあるべき姿は

自分たちで考える

他者が決めるものではない

自らあるべき姿を設定し達成する

活性化されたクラブ像は、会員自らが作り出し目標とする

みなで考えたあるべきクラブ像 = 愛着あるクラブ

クラブ活性化には

例会、クラブ協議会、炉辺会合など
機会をとらえて会員が話し合う

会員が共有する目標と会員が理解する達成への道筋を示す

会員全員が参加してつくる作戦

中長期計画

が必要となる

愛着のあるクラブ
あるいは
愛着を感じつつあるクラブ

現状

未来

語る

確かめあう

クラブはどこにいる

自己評価

話し合い 議論

例会、クラブ協議会、炉辺会合

クラブ活性化は現状認識から

いかなる組織も、時間の経過とともに硬直化する

国家、政党、企業、学校、団体を問わず、例外なく

すべての組織に起こる

ロータリーだけが違うということはない

計画を効果的に推進するために

計画過程に会員を関与させ、ロータリー情報を伝えるクラブ協議会の実施

クラブ役員、会員、地区指導者とのコミュニケーションの緊密化

継続性を確保する指導者の複数年任期

クラブ委員会構成とクラブ細則の修正

包括的な研修プランの立案

ロータリーの目的に反しない限りクラブの個性が尊重される

あなたのクラブにとって、理想の姿は

あなたのクラブの会員は、どのような会員であるべきですか

あなたの属するクラブの理念は

議論

あなたのロータリークラブの理念を見出して

目標とすべき計画の項目が見えてくるはず

わかっているようでわからないのが他の人の本心

わかっているようでわからないのがロータリー

みんなで中長期計画を本物にする

僕が考えるロータリーとは

誇り高き多種多様な職業人が互いに利他の心を高め

あい、世の中のためになることを考え実践し、その

考えを広め仲間を増やしていく団体

クラブの活性化

クラブの未来に関わる

会員全員の理解と賛同

普段の親睦

普段のロータリーに関する知識の吸収

すべての会員が同じレベルで理解することはない

異なる理解でも 同じ行動に向かうには

信用 信頼

親睦の役割

千葉幕張ロータリークラブが自分たちで考えた目標

— ちゃんとやる！を合言葉に —

目指す方向

- 1. 「奉仕」と「親睦」の調和のとれたクラブ
- 1. 会員相互の「和」を大切に作るクラブ
- 1. 5年後にロータリー活動でRI2790地区、唯一無二のクラブにする

中長期計画
採点表

千葉幕張ロータリークラブ中期計画 <2020-25年> (令和4年8月の評価)		
— ちゃんとやる！を合言葉に —	評価10 段階	備考
目指す方向		
① 「奉仕」と「親睦」の調和のとれたクラブ	6	
② 会員相互の「和」を大切に作るクラブ	6	
③ 5年後にロータリー活動でRI2790地区唯一無二のクラブにする	4	

最後になりますが、、、

クラブの現状と向かい合うより、見ないほうが楽です
面倒くさくない
仕事じゃないし
誰かがやってくれる

こうしてるうちに、なにか、より面倒なこと、見たくない現実が
やってくるような気がしませんか？

私たちは、誇り高き職業人であり
ロータリアンである

仕事も

ロータリーも

ちゃんとやる！

目の前にある

クラブの委員会活動が大事

管理運営
会員増強
広報・公共イメージ向上
奉仕プロジェクト
財団

ちゃんとやる！



講師プロフィール

国際ロータリー第2790地区

ロータリー情報委員会

委員長 山下清俊
(市川東ロータリークラブ)

年度	役職
----	----

<地区関係>

2010-11年	クラブ研修委員会委員
2011-12年	職業奉仕委員会委員
2014-15年	社会奉仕委員会委員
2015-16年	社会奉仕委員会委員長
2016-17年	職業奉仕委員会委員
2017-18年	職業奉仕委員会副委員長
2018-19年	R L I 推進委員会委員
2019-20年	R L I 推進委員会委員長
2020-21年	R L I 推進委員会委員長
2022-23年	ロータリー情報委員会委員長

<クラブ関係>

2013-14年	幹事
2021-22年	会長

「中核的価値観とDEI」 ～不易流行の視点で～

ロータリー情報委員会委員長
山下 清俊(市川東RC)

【1】不易流行とは

「不易流行」の視点で情報提供する。

「不易」:いつまでも変わらない
モノ・コト、変えてはならない本質

ロータリーの
原点、理念



どちらも大切

「流行」:時代にあわせて変化
していく、変化させていくモノ・コト

ロータリーの
成長

【2】不易



【3】流行



ロータリーにおける「流行」

＜最近の「流行」から＞

- ・中核的価値観
- ・7つの重点分野
- ・ロータリーの戦略計画
ビジョン声明、4つの優先事項
- ・DEI

ロータリーにおける「流行」

【3-1】中核的価値観

(2007年RI理事会承認)

- ・FELLOWSHIP 親睦
- ・INTEGRITY 高潔性
- ・DIVERSITY 多様性
- ・SERVICE 奉仕
- ・LEADERSHIP リーダーシップ

ロータリーの樹
の根っ子の部分

不易

ロータリーにおける「不易」 根っ子の部分(1番下)

2つの公式標語(1950年)

- ・超我の奉仕
 - ・「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」: シェルドン提唱1921年
- ☆原点は「決議23-34」第1項に記載



- ・INTEGRITY 高潔性
- ・SERVICE 奉仕

ロータリーにおける「不易」 根っ子の部分(2番目)

親睦—クラブ奉仕—助け合い

「親睦」があつての「奉仕」

○Fellowship 志を同じくする者同士の仲間意識

×Friendship 親しい者同士の友情

ロータリーにおける「不易」 根っ子の部分(3番目)

ロータリーの目的(原型は1912年)

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理想を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理想を実践すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

ロータリーにおける「不易」 根っ子の部分

決議23-24

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

ロータリーにおける「不易」 根っ子の部分(3番目)

4つのテスト(1943年)

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

ロータリーにおける「流行」 【3-2】DEI ロータリーの行動規範

2019年採択

- ・DIVERSITY 多様性
人種、宗教、ジェンダー、年齢、地域格差
- ・EQUITY 公平性
- ・INCLUSION 包摂性
他者を尊重する言葉、サポートを示す、温かく迎え入れる (My Rotaryより)

ロータリーにおける「流行」 【3-3】7つの重点分野

(R財団グローバル補助金の対象分野)

- ・平和の推進
- ・疾病との闘い
- ・きれいな水の提供
- ・母子の健康
- ・教育の支援
- ・地元経済の成長
- ・環境(2021年7月より新たに加わった)

ロータリーの樹の周囲に描かれている絵が重点分野それぞれを表している。

ロータリーにおける「流行」 【3-4】戦略計画(2019年手続要覧)

・ビジョン声明

私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。

・4つの優先事項(今後5年間)

- ・より大きなインパクトをもたらす
- ・参加者の基盤を広げる
- ・参加者の積極的な関わりを促す
- ・適応力を高める

流行



【4】最後に

本日のこの情報研修会への参加をきっかけに、ロータリーにより一層関心をもっていただき、「調べる」、「仲間と議論する」、「行動する」ということを通じて、ロータリーを愉しんでいただき、クラブを元気にしていきましょう。ロータリー情報をお伝えすることでそのお手伝いをします。お声かけ下さい。

標準ロータリークラブ定款

*解釈の仕方：RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第 14 条より）。

条題目	頁
1	定義1
2	名称1
3	クラブの目的1
4	クラブの所在地 2
5	ロータリーの目的 2
6	五大奉仕部門 2
7	会合3
8	会員4
9	クラブの会員構成4
10	出席5
11	理事および役員および委員会 6
12	会費8
13	会員身分の存続8
14	地域社会、国家、および国際問題 10
15	ロータリーの雑誌11
16	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守 11
17	仲裁および調停 11
18	細則12
19	改正 12

(2022年7月)

ロータリークラブ定款

ロータリークラブ

第1条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.細則： 本クラブの細則
- 3.理事： 本クラブ理事会の理事
- 4.会員 名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI： 国際ロータリー
- 6.衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある
(該当する場合)：
- 7.書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8.年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、

(国際ロータリー加盟会員)

本クラブの衛星クラブの名称は、

(_____ ロータリークラブの衛星クラブ) とする。

(2022年7月)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化をもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。

- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節（c）と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節（d）の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第 8 条 会員身分

第 1 節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第 2 節 — 種類本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 3 節 — 正会員。RI 定款第 4 条第 2 節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 7 節 — 例外。細則には、第 8 条第 2 節および第 4～6 節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。

- (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
- (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
- (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 — RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているのみが考慮に入れられた場合。

第6節 — 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 13 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 役員。 クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 役員選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。

- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 — 適切な主題。 地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第 2 節 — 支持の禁止。 本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第 3 節 — 政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第 4 節 — ロータリーの発祥を記念して。 ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。 本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第 2 節 — 購読料。 購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 – 意見の相反。 現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 – 調停または仲裁の期限。 要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 – 調停。 調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 ー 仲裁。 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 ー 仲裁人または裁定人の決定。 仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節 ー 改正の方法。 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 ー 第2条と第4条の改正。 第2条（名称）および第4条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。